

# 第5期ふじのくに文化振興基本計画 (静岡県文化振興基本計画)

## 目 次 (案)

第1章	文化振興基本計画とは	1
	1 計画の意義	
	2 対象とする文化芸術の範囲	
	3 静岡県の姿	
	4 本県における文化活動とは	
第2章	文化を取り巻く状況	4
	1 社会情勢の変化、国の政策の現状	
	2 静岡県の現状と課題	
	3 県として推進すべき政策の方向性	
第3章	文化振興の基本目標	22
	1 第5期計画の基本目標	
	2 基本目標の考え方	
	3 静岡県の目指す姿	
第4章	施策展開	25
	1 重点施策	
	重点施策1 世界で輝く静岡ブランドの創造	
	重点施策2 多様な担い手による創造的な活動の促進	
	重点施策3 文化活動の支援と人材育成	
	重点施策4 文化振興のプラットフォームの再構築	
	重点施策5 持続可能な文化活動の推進	
	2 障害者文化芸術推進基本計画（関連施策の再掲）	
第5章	計画の推進と進行管理等	—
	1 計画の推進	
	2 計画の進行管理	
資料編		—

# 第1章 | 文化振興基本計画とは

## 1 計画の意義

### (1) 計画の目的

「静岡県文化振興基本計画」（以下「計画」という。）は、「静岡県文化振興基本条例」（平成18年10月施行。以下、「条例」という。）第6条に基づき策定するものです。

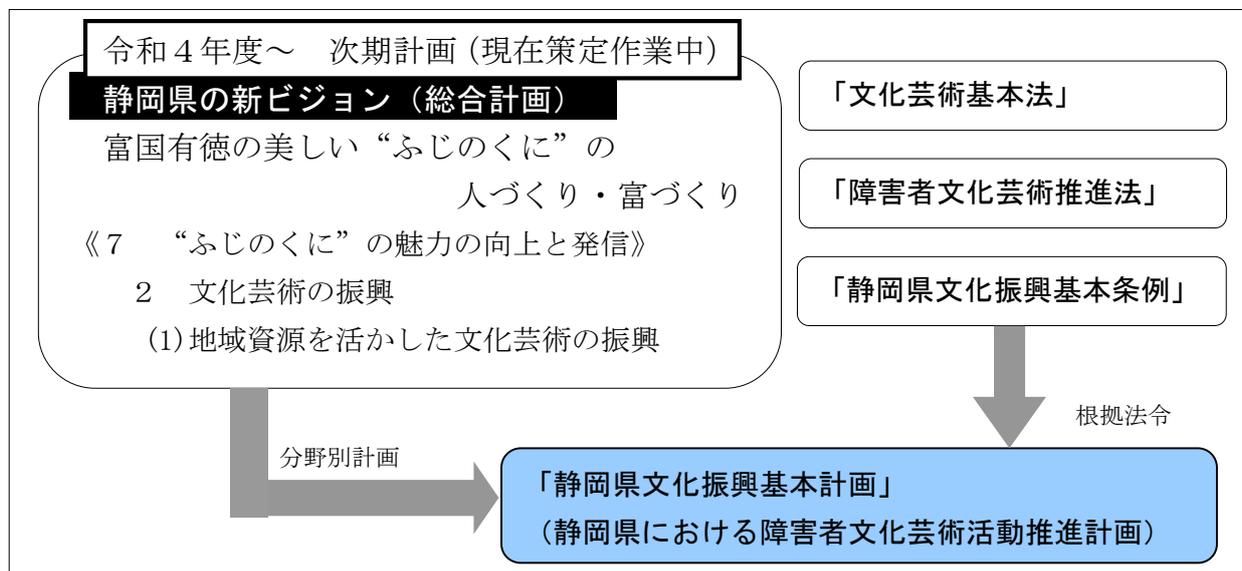
本県の文化振興の目標や進める施策を明らかにし、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにより、①個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現、②文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現に寄与することを目的としています。

### (2) 計画の位置付け

この計画は、静岡県の新ビジョン（総合計画）の文化振興に関する分野別計画として、条例に基づき文化政策の具体的な取組を明らかにし、本県の文化振興の基本となる計画です。

また、この計画は、次の法令に規定する計画として位置付けられています。

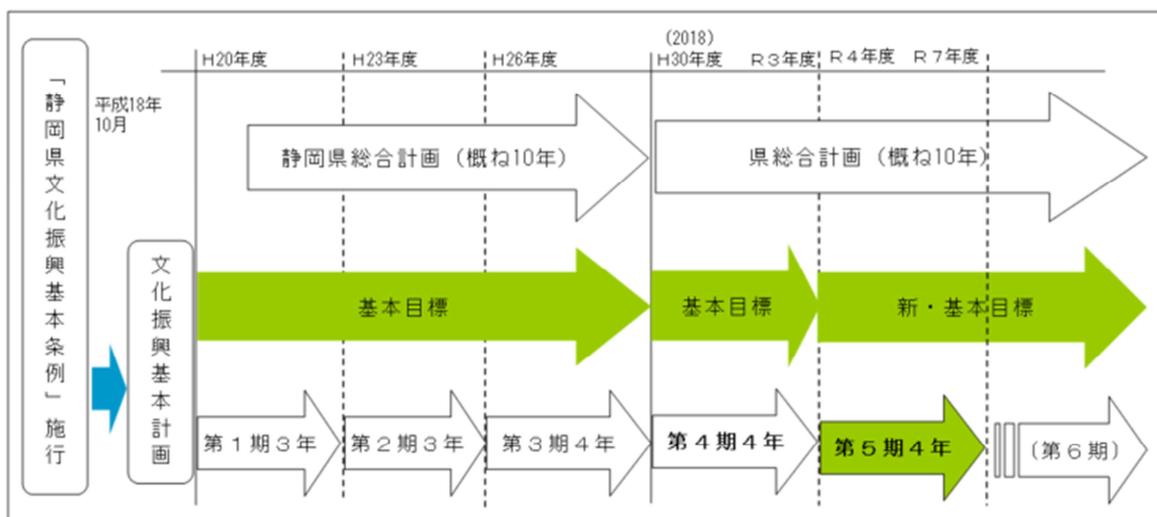
- ・文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する「**地方文化芸術推進基本計画**」
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）（以下、「**障害者文化芸術推進法**」という。）第8条に規定する「**地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画**」



### (3) 計画の期間

これまで、平成20年度から10年間を見据えた基本目標のもと、第1期（平成20年度から平成22年度）、第2期（平成23年度から平成25年度）、第3期（平成26年度から平成29年度）の計画を策定してきました。

平成30年度からは基本目標を新たに定め、第4期計画（平成30年度から令和3年度）を策定しました。第5期でも、新たに基本目標を定めて、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）の4年間を計画期間とします。



## 2 対象とする文化芸術の範囲

文化芸術基本法では、第8条から第13条において文化芸術の対象範囲を下記のとおり例示しています。本計画では、「文化」という言葉が示す範囲が非常に広く、衣食住をはじめとする暮らし全般にわたることを踏まえ、決して限定的に捉えず、幅広い分野にわたる政策であるとの考え方に基づいた計画とします。

区分	範囲
芸術（第8条）	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術（第9条）	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術
伝統芸能（第10条）	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能（第11条）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化、国民娯楽（第12条）	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化、囲碁将棋その他の国民的娯楽
文化財等（第13条）	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

また、第5期計画は、文化に関わる全ての人の振興を対象としていますが、特に障害者文化芸術推進法に基づき、障害のある人の活動も一体的に対象としていきます。

### 3 静岡県の姿

(作成中)

### 4 本県における文化活動とは

本県では、条例に基づき、計画的に文化振興に取り組んでいます。

その際、文化振興の基本的な考え方として、(文化の／を)「享受」、「創造」、「支える」という3つの要素をもって、「文化活動」と表し(条例第2条「基本理念」より)、それぞれの要素を担う人を着実に育て、また文化活動を進めるための環境や仕組みを整えることが、本県の文化力の向上、ひいては地域社会の振興と暮らし環境の充実につながると考えています。

#### 「享受する」

感じる、味わう、発見する、知る、体験する、学ぶ、観る、聴く…  
など、五感を使って文化を認知、享受、体験する活動

#### 「創造する」

形にする、表現する、演奏する、演じる、活用する…  
など、自由で多様な価値観に基づき、文化を創造し発展させる活動

#### 「(文化を) 支える」

文化活動を下支えする、つなげる、運営する、広報する、発信する、伝承する…など、文化を支援、共有し、伝えていく活動

文化に親しむ人や地域の文化を知る人が地域に多くいること、質の高い芸術文化を創造する人や地域の文化をより高度にしていく人が本県から数多く生まれること、そして、それらを応援し輪を広げていくことで地域に根付かせていく人が活躍すること、これらの要素により文化力を向上させ、静岡県が誰に対しても開かれ、人々が自由に文化活動に関わりながら、互いの価値観や違いを認め合う社会となることを目指します。

## 第2章 | 文化を取り巻く状況

### 1 社会情勢の変化、国の政策の現状

#### (1) 社会情勢の変化

第4期計画期間の平成30年度から令和3年度までの4年間は、高齢化・少子化の進行などに加え、新型コロナウイルス感染症の発生により、社会情勢が大きく変化し、文化振興にも大きな影響が生じた期間でした。また、社会情勢の変化を受けて、文化振興を取り巻く法制度の改正もあり、時代に合わせた文化振興の方針が求められています。

#### 高齢化・少子化

##### (静岡県の人口の状況)

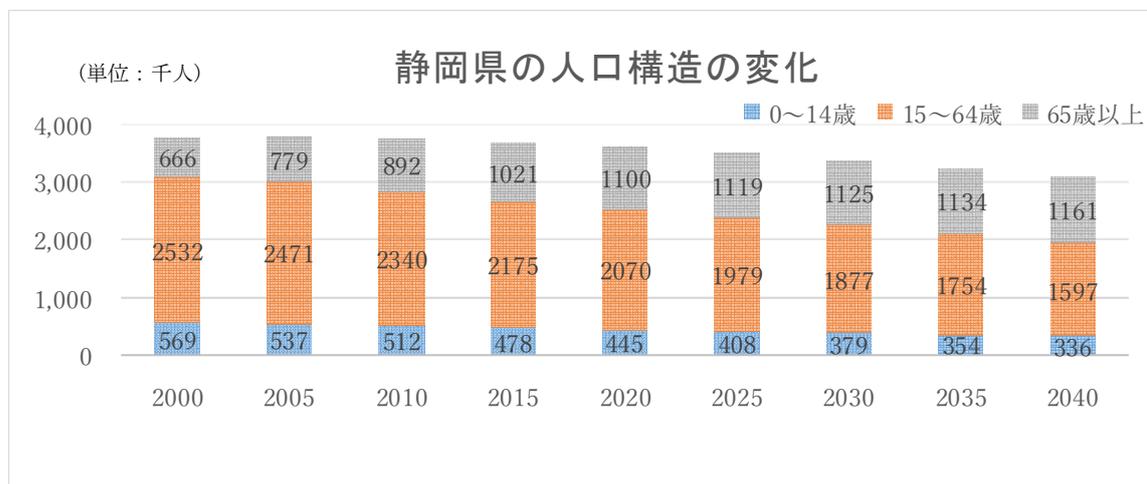
日本の総人口が2008年の1億2,808万人をピークに減少が続いている中、静岡県では、2007年12月の379万7千人をピークに人口減少局面を迎え、2020年10月の推計人口は361万9千人まで減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が発表した「日本の地域別将来推計人口」によれば、2040年の静岡県の総人口は309万4千人になるとされていますが、これは、50年以上前である1970年並みの人口規模です。

##### (人口構造の変化)

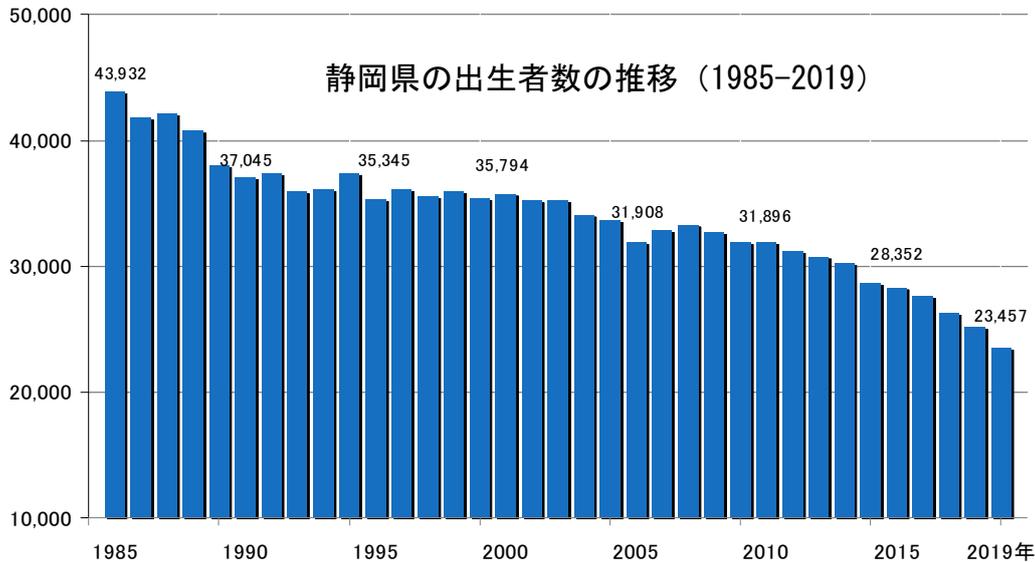
人口減少社会においては、単に人口が減少するだけでなく、人口構造そのものが大きく変化していきます。少子化が進行する中で、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は年々減少する一方、高齢者人口(65歳以上)は増加し続けています。

2015年国勢調査による静岡県の人口構成と社人研の2040年将来推計人口構成を比較すると、年少人口の割合は13.0%から10.9%に減る一方、高齢者人口(65歳以上)は27.8%から37.5%と大幅な増加が見込まれています。



静岡県の出生数は、第2次ベビーブーム期の6万人台をピークに、その後は減少傾向が続いており、1989年に4万人を割り込み、2013年に約3万人となり、2019年には23,457人まで落ち込んでいます。

また、静岡県の人口減少の要因の一つとして、若者の転出超過が多いことが挙げられ、2019年の転出超過数（7,398人）のうち、15～29歳の転出超過数（6,160人）が83.3%を占めています。



### （高齢化が文化芸術にもたらす影響）

本県が平成30年に行った「文化に関する意識調査」によると、「1公演あたりの平均支出額」や「過去1年間に文化芸術の体験機会があったと答えた人の年代別割合」は、いずれも70歳以上の年代が最も高い値となり、高齢者が文化に親しみ、文化を支えている一面が現れています。

実際に、美術館や劇場を訪れる鑑賞者の多くが高齢者であり、文化鑑賞を支えている状況にあります。また、伝統芸能や祭り、書道、茶道といった日本ならではの文化芸術分野を支えているのもまた高齢者です。

団塊世代の後期高齢者入りは、2025年問題として、労働人口や医療、生活保障の問題を引き起こすと予測されていますが、文化においても劇場等での鑑賞者数の減少や、地域の伝統文化や技術の断絶など大きな影響を予測すべきです。

### ●過去1年間に「文化芸術の体験機会があった」と回答した人の割合

年齢	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
割合	13.5%	8.5%	14.3%	16.8%	23.0%	32.9%

（出典：静岡県文化政策課「文化に関する意識調査」（平成30年実施））

### (少子化が文化芸術にもたらす影響)

少子化の進行は、文化芸術においても大きな影響を及ぼします。実際には、高齢者が文化活動から離れていくことを若年人口では補えないのが現状です。

若年人口が減少していく中で、家庭や学校などあらゆる場面で、文化を子どもたちに伝え、体験させることが重要となります。その中から、将来の演者や鑑賞者など文化の担い手を育てなければ、文化の衰退につながります。

「文化に関する意識調査」(平成30年県調査)においても、「文化・芸術振興のために県へ期待すること」として、最も回答が多かった項目は「子どもや若者が文化・芸術と出会う機会を提供する」となっており、県として将来、少子化の影響を極力抑えて、文化を享受し、創造できる若者を育てていく必要があります。

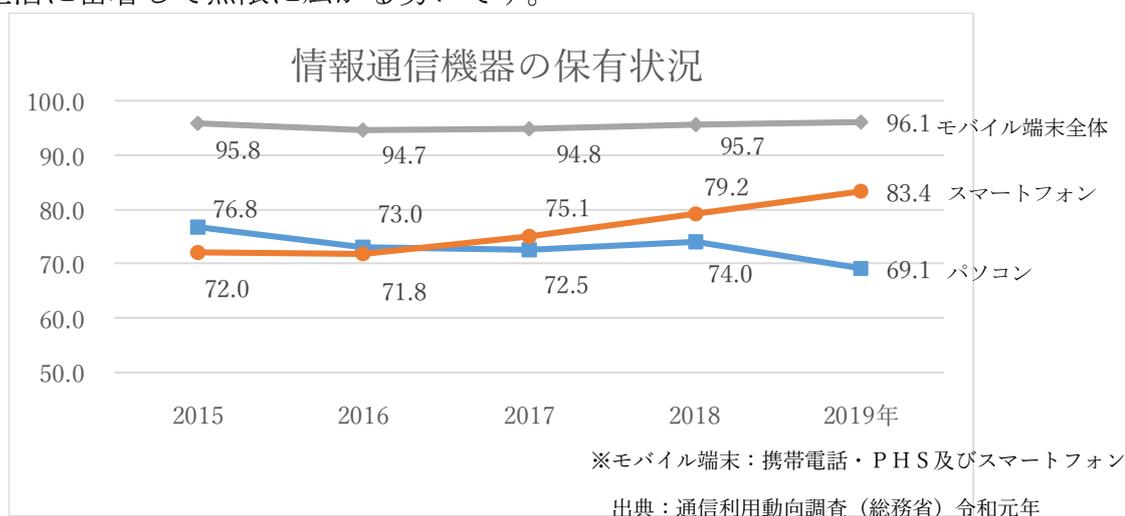
### (文化・芸術振興のために県へ期待すること (上位3項目))

内容	数値
子どもや若者が文化・芸術と出会う機会を提供する	63.6%
県民が文化・芸術の鑑賞や活動を楽しめるような機会を提供する	54.8%
県民の文化・芸術活動に対して、補助金を出して支援する	35.3%

(出典：静岡県文化政策課「文化に関する意識調査」(平成30年実施))

## 情報技術の高度化（デジタル化）

近年のスマートフォンの普及は、勢いが止まらない状況です。今や、スマートフォンの所持率は、高齢者から小中学生まで幅広い層に及び、国民全体で8割を超えています。その活用方法も、通話、メール機能に加え、各種知識情報の検索、電子マネー、GPS機能による情報取得やチケット機能に至るまで、生活に密着して無限に広がる勢いです。



### （情報技術の高度化が文化に及ぼす影響）

文化芸術においても、スマートフォンの機能は欠かせないものとなっています。音楽、動画、電子ゲームはどこでも気軽に楽しめ、映画の視聴や読書までがスマホで可能となりました。特に、音楽の主な普及媒体は、CDから配信に取って代わり、ヒットメークのプロモーションは動画サイトを介するものが一般的になっています。特に、若年層にアピールする場合には、情報機器を通じた手段が必須となっています。

こうした状況が進んでいた中で、令和2年2月から起こったコロナ禍により、電子情報の活用が加速しました。生の現場での興行が主だったコンサートや演劇等であっても、有料での動画配信を行わざるを得ない状況になりました。美術館でも、美術品をデジタル画像で楽しむための代替的な取組が進んでいます。このように、文化芸術を楽しむことに手軽さやコロナ禍における安心安全が優先される中で、文化を享受する側のじっくり楽しみたい、できれば生で見たり聞いたりしたいという従来の価値観は揺らぎつつあり、楽しみ方の多様化を認めざるを得ません。

一方で、文化を発信するアーティスト側にとって、電子情報の活用を意識することは避けられない状況にあります。さらには、文化芸術基本法は、メディア芸術の一つとして電子機器を活用した芸術を定め、文化を発信する媒体の一つにもなっています。既に多くのアーティストは、電子情報を活用する新た

な試みを始めていますが、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した場合であっても、文化芸術における電子情報技術の活用の進展は、文化を提供する側、享受する側双方にとって、注目されるべき動向となると思われます。

## ローカル化とグローバル化

我が国は高度経済成長期から一貫して首都圏、主に東京への一極集中が進み、地方から都市部への人口流出に伴う地域コミュニティや産業の衰退などの問題点が指摘されながらも、一極集中のメリットを生かした経済成長を長い間享受してきました。

しかし、近年では、所得や効率性に限らない豊かさの価値観の変化や、コロナ禍におけるテレワークの広がり、副業の浸透といった就業形態の多様化などにより、都市部に住む人の地方移住や二拠点生活（デュアルライフ）が広がるなど、人々の暮らし方にも変化が起きつつあります。

そのような中、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが相談者等を対象に実施している地方移住に関するアンケートにおいて、本県は窓口相談者が選んだ2020年移住希望地ランキングで、初めて第1位となりました。

グローバル化については、2019年まで外国人居住者や来県者の数は、全国平均を上回る増加傾向にありましたが、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外との人的・物的交流は大きく停滞しました。しかし、本県は、外国人居住者数の割合は全国と比べても高く、グローバル化の先進県と言えます。

情報通信や交通の技術革新が進む中で、グローバル化は潮流として定着したと考えられます。人口減少社会の中で、労働力確保の面から外国人雇用への期待や、観光客の来県や特産品の輸出による需要創出など、地方と海外との関わりは欠かせないものとなっています。

### 外国人住民数の推移

法務省：在留外国人統計（単位：人）

	H30. 3	H31. 3	R2. 3	R3. 3	前期増減率
全国	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	-1.6%
静岡県	85,998	92,459	100,148	(全国8位)99,629	-0.5%

### 外国人延べ宿泊者数の推移

観光庁：宿泊旅行統計調査（単位：万泊）

	H29. 1～12	H30. 1～12	H31. 1～R1. 12	前期増減率
全国	7,969	9,427	11,566	+22.7%
静岡県	151	179	(全国8位)249	+39.0%

### (ローカル化、グローバル化が文化に及ぼす影響)

若者が首都圏居住を望む理由の一つとして、多数の美術館や劇場を有し、多くのイベントが開催されるなど東京の文化環境の充実があります。本県が、文化で人を引きつけるためには、東京と同じ環境を目指すのではなく、本県ならではの文化の魅力を発信するとともに、本県内でアーティストが育ち、活躍できるための地産地消的なアプローチが必要です。

また、県内各地域の住民がその地域の文化の価値を理解し、地域内で文化が広まることで、より豊かな文化が形成され、文化の価値が高まっていきます。これまでは鑑賞する一部の人々だけのものであった文化を、文化プログラムの展開で培ってきた地域の文化力を活かして一層発展させていくことが必要です。

さらに、外国人居住者や来県者の増加に伴い、世界の人々が本県の文化資源に触れることで、新たな魅力が発見されたり、磨きがかかることも期待されます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって海外との交流は一旦滞りましたが、アフターコロナの時代には、再びグローバルに本県文化の魅力を発信し、世界とつながっていくことができるよう、本県の文化とグローバル化を一体にとらえて考えていくことが必要です。

## SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

平成 27 年 9 月の国連の持続可能な開発サミットにおいて、令和 12 年（2030 年）までの開発目標として、「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」等の 17 のゴールと、それに関連する 169 のターゲットが定められました。SDGs は、企業や地方自治体、アカデミアや市民社会の一人ひとりに至るまで、達成に向けて全ての人の行動が求められています。

本計画の上位計画である静岡県の新ビジョン（総合計画）は、SDGs と方向性を同じくするものであり、計画の推進が SDGs の達成につながると考えられています。そのため、分野別計画である本計画においても、SDGs の達成に向けた施策の展開を意識していく必要があります。

### ●本計画に関連するSDGsのターゲットと関連する施策

ゴール	ターゲット	主要関連施策
4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために、必要な知識および技能を習得できるようにする。（抜粋）	重点施策 3 （人材育成）
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	8.9 地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実現する。（抜粋）	重点施策 5 （資金調達・施設運営）
10. 国内及び各国家間の不平等を是正する	10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する。	重点施策 2（障害者文化芸術） 重点施策 4 （施設運営）
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.4 世界の文化遺産および自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	重点施策 1 （世界遺産）

この他、廃棄物発生削減（12.5）、持続可能な公共調達の慣行（12.7）持続可能な開発等の情報・意識（12.8…ミュージアム）など、文化施設においても SDGs の達成を意識した施設運営が必要です。

## **新型コロナウイルス感染症の感染拡大による危機**

令和2年に世界中に広まった新型コロナウイルス感染症は、現代社会に対して、文化芸術活動はもちろんのこと、政治経済、医療から人々の暮らしに至るまで、あらゆる分野において多くの課題を突きつけました。

課題解決のために、人と人とが接触しないデジタル技術の活用や、感染防止のマナーや方法の確立など、新型コロナウイルス感染症は、社会の常識の方向を変えるほどの影響を及ぼしました。今後のアフターコロナの時代においても、今回の感染拡大から得た教訓や新たに生まれたものを活用して、新たな社会を構築していく必要があります。

### **(新型コロナウイルス感染症による文化芸術の危機と対応)**

文化芸術分野においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で文化イベントは自粛を余儀なくされ、その多くが中止・縮小・延期となりました。

令和2年3月、ドイツの文化大臣モニカ・グリュッタースは、感染拡大に伴って文化イベントの中止を要請する際、「文化は良き時代においてのみ享受される贅沢品ではない」との声明を出し、あわせて国内の文化芸術関係者に対して金銭的措置を講ずることと救済するとともに、文化芸術は不要不急のものではないとしたことで世界中の文化芸術関係者の心を癒やすこととなりました。

国内においても、令和2年4月の緊急事態宣言発令に伴い、美術館などの文化施設が軒並み臨時休館となり、アーティストの発表機会が奪われるとともに、イベント等に従事する人たちの仕事が失われました。本県はこの危機に即座に対応し、ふじのくに#エールアートプロジェクト（後述）により、文化芸術活動の機会が失われたアーティスト等の活動再開や感染防止を施した活動に対する支援を行ってきました。

今回の状況を教訓として、新型コロナウイルス感染症に限らず、今後様々な災害や危機的ないかなる状況にあっても県民が文化芸術の鑑賞・創造活動を維持できるよう想定していくことが必要です。

## (2) 国の政策の動向

第4期計画期間中には、文化を取り巻く情勢に対応して、文化芸術に関する法令の多くが改正されました。法改正の趣旨を踏まえて、本県の新たな計画を策定する必要があります。

### ○ 文化芸術推進基本計画の策定（平成30年）

平成29年に文化芸術振興基本法が一部改正され、法律の名称が文化芸術基本法に改められ、年齢や障害の有無、経済的な状況又は居住する地域に関わらず、文化芸術の機会を享受することができる環境の整備を図ることが基本理念として示されました。また、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされました。

また、平成30年3月には、文化芸術基本法第7条に基づき、文化芸術推進基本計画が策定されました。そこでは、「文化芸術の多様な価値を活かして、文化芸術立国の実現を目指す」とし、「文化芸術の創造・発展・継承と教育の提供」、「創造的で活力ある社会の形成」「心豊かで多様性のある社会」「地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成」の4点を「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」としており、この第5期文化振興基本計画の策定にあたっては、国の文化芸術推進基本計画の理念や目指すべき姿を踏まえることとします。

### ○ 障害者文化芸術推進法の制定、障害者文化芸術活動推進基本計画の策定（平成30年、平成31年）

国は、平成30年6月に、障害者文化芸術推進法を制定し、平成31年3月には、同法第7条に基づく障害者文化芸術活動推進基本計画を策定しました。

同法は、「障害者による文化芸術活動の幅広い促進」「障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化」「地域における障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現」を基本理念として定め、障害者による芸術文化活動を通じて障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

なお、前述の文化芸術推進基本計画においても、文化芸術による社会包摂の推進や障害者による文化芸術活動の推進環境の整備等が重要な施策として位置付けられています。

これを受けて本県では、令和2年4月に障害者文化芸術振興の所管を障害者福祉担当部局から文化担当部局に移管し、従来の文化振興と障害者文化芸術振興を一体的に行うことで、障害者文化芸術推進法の目的の実現につながる施策を展開しています。

## ○ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）の制定（令和2年）

文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として令和2年に文化観光推進法が制定されました。

拠点となる文化施設と地域の観光事業者等が個々の魅力を磨き上げながら、相互に連携して、個々の魅力を地域全体の文化観光の魅力へと引き上げるとともに、それを総合的に発信することで観光誘客を達成し、地域全体の振興につなげていくことが求められます。

## ○文化財保護法の改正（平成30年、令和3年）

文化財保護法は昭和25年に制定された後、社会の変化に対応する形で幾度にもわたって改正がなされています。14年ぶりの改正となった平成30年改正では、過疎化・少子高齢化による貴重な文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となる中、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進等について定められました。

また、令和3年の改正では、過疎化や少子高齢化等による担い手不足等に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、無形の文化財の継承について深刻な影響が生じていることから、無形文化財及び無形の民俗文化財の国登録制度が新設され、さらに、国だけでなく、地方公共団体も文化財の登録制度を設けることができるようになりました。

県では、平成30年の法改正を受けて、平成31年4月に文化財保護行政の所管を教育委員会から知事部局に移管し、観光と連携した活用を推進することとしました。また、令和2年3月には文化財保存活用大綱を策定し、文化財の保存活用の促進に向けた取組を進めています。

## ○食文化の振興推進

平成29年の文化芸術基本法の改正時に、国が振興を図る生活文化の例示として「食文化」が明記され、文化庁では令和2年に食文化担当参事官を設置するとともに、文化審議会文化政策部会に食文化ワーキンググループを設置して、食文化政策の基本的考え方、文化財制度による食文化の保存・活用及びその他の食文化振興のための方策について検討し、令和3年3月には「今後の食文化振興の在り方について」と題した報告書が出されました。

また、令和3年の文化財保護法改正で無形文化財の登録制度が新設され、登録制度の活用等により食文化が未来に継承されるべき伝統文化の一つとして継承されていくことが期待されます。

## 2 静岡県の現状と課題

第4期計画においては、感性豊かな地域社会の形成に向けて、「文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う環境や仕組みを整えます」との基本目標を掲げて施策展開を行いました。

### ○ 第4期計画期間中の主な成果

県が推進する政策	環境や仕組みの整備	その他主要実績
豊かな感性を育む文化振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを対象とした事業の確立（ふじのくに子ども芸術大学、子どもが文化と出会う機会創出事業等）</li> <li>・文化振興と障害者文化芸術振興の一体的推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有文化施設における鑑賞・体験機会の提供の充実</li> <li>・障害者芸術の拡充（まちじゅうアート、障害者芸術祭等）</li> </ul>
A      B      C		
3      2      1		
新たな価値を生み出す文化振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「演劇の都」構想の策定</li> <li>・文化財保存活用大綱の策定</li> <li>・交響楽団への支援制度制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPACの世界的な活躍</li> <li>・ふじのくに芸術祭の継続</li> <li>・文化プログラムの展開</li> <li>・ふじのくに#エールアートプロジェクトの実施</li> </ul>
A      B      C		
7      0      0		
人・社会・世代をつなぐ体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化プログラムからアーツカウンシルへの継承</li> <li>・文化財保存活用サポートセンターの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化プログラム（公募プログラム）の展開と支援</li> </ul>
A      B      C		
1      2      1		

※ A, B, Cは、第4期計画で定めた活動指標に関する自己評価です。

・文化プログラムは、新型コロナウイルス感染症による事業の中止や延期もありましたが、着実に実績を積み重ね、本県ならではの文化資源を活用した「県域プログラム」の実施や、文化芸術を活用した地域課題への対応につながる取組を推進する「地域密着プログラム」による団体支援を行ってきました。

令和3年には、この文化プログラムで培った仕組みや人材を活かし、社会の様々な分野と文化芸術を結び付け、社会課題の解決や地域活性化を目指す活動を支援する「アーツカウンシルしずおか」を静岡県文化財団内に設置しました。

- ・SPACは、2018年のパリで開催された「ジャポニズム2018」や、2019年にニューヨークで開催された日本博「Japan2019」で公演するなど、近年の海外公演を通じて世界的に知名度を広げています。  
また、県内における毎年200回前後の公演の開催、中高生鑑賞事業やワークショップの実施などの人材育成に積極的に取り組んでおり、県では、SPACを中核とした「演劇の都」静岡としての発信に取り組むため、**令和3年に「演劇の都」構想を策定し、構想の実現に向けた取組みを進めています。**
- ・第4期計画において重点施策としていた「子どもが文化と出会う機会の充実」については、静岡県全域を対象とした県内のプロオーケストラやSPACによる学校訪問プログラムを通じて、将来の静岡県を担う子どもたちの豊かな感性を育む事業を平成31年に立ち上げるなど、**子どもを対象とした事業を確立**しました。また、県有文化施設では、各施設の特色を活かした多彩な体験型の事業を実施しました。
- ・文化財保護法の平成30年改正に基づき、本県における文化財の総合的な保存と活用の方向性を示す「静岡県文化財保存活用大綱」を令和2年に策定するとともに、同年「静岡県文化財保存活用サポートセンター」を設置し、文化財を支える人材の育成や文化財の活用促進を行うなど、大綱の具現化の取組みを進めています。
- ・障害者文化芸術については、誰もが活躍できる社会の実現に向けて、令和2年に障害者文化芸術振興の所管を障害者福祉担当部局から文化担当部局に移管し、文化芸術施策と障害者文化芸術施策を一体的に展開しています。

## ○ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大によって文化芸術を取り巻く情勢は一変しました。

それまで、文化芸術に携わる人の多くを首都圏に依存してきたことで、緊急事態宣言下における文化芸術イベントにアーティストが来静できないなどの事態が生じました。また、県境をまたぐ移動の自粛に伴い、県民が文化芸術を鑑賞する機会も限定的になりました。この危機を踏まえ、本県のみであっても鑑賞・活動が完結できる、いわば文化の地産地消に向けて、本県が

持つ文化資源の活用や本県発の人材育成などが求められることとなりました。

本県では、こうした状況下でも県民が豊かな生活を送るためには文化芸術が不可欠である、という考え方に基づいて、県民が安心して楽しめる文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、それを支える文化芸術関係者の活動再開を支援するため、「ふじのくに#エールアートプロジェクト」を立ち上げ、文化芸術に携わる人たちに向けた相談窓口を設置・運営するとともに、令和2年8月と令和3年2月の2回にわたって、アーティストによる「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動を支援しました。この支援からは、アーティストによる新しい表現方法が生まれるなど、未来につながる文化芸術活動が生み出されました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化施設が休館に追い込まれた令和2年4月以降、手指消毒や体温確認、事前予約制の導入などの感染症対策に加えて、美術館の収蔵品等の一層の活用に向けたデジタルコンテンツの拡充などの取組を行いました。

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

時期	国の動き	県の対応
R2. 1	国内初感染を確認	
2	新型コロナウイルス感染症対策の基本方針発表 ・大規模イベント自粛要請 ・全国の学校に臨時休校要請	
3	東京 2020 オリンピック・パラリンピック延期を決定	
4	<b>緊急事態宣言①【～5/6】</b> (4/7～7 都府県、4/16～全国) 1次補正予算成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立文化施設の臨時休館</li> <li>4月補正予算成立</li> <li>・<b>県立文化施設の感染対策</b> (赤外線カメラ設置等)</li> </ul>
5	<b>緊急事態宣言①の延長【～5/31】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにせいかい演劇祭中止、くものうえせいかい演劇祭開催</li> <li>・富士山を開山しないことを決定</li> </ul>
6	2次補正予算成立	
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>6月補正予算成立</li> <li>・<b>#エールアートプロジェクト</b></li> </ul>
9	劇場等の収容制限緩和	
10		<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化プログラムの再開</li> <li>・国際ハロンクール開催延期</li> </ul>
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域伝統芸能全国大会静岡大会開催中止</li> </ul>
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>12月補正予算成立</li> <li>・<b>#エールアートプロジェクト(追加)</b></li> <li>・<b>県立文化施設のデジタル化</b></li> </ul>
R3. 1	<b>緊急事態宣言②(4都府県)【～2/7】</b> 3次補正予算成立	
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度当初予算成立</li> <li>・富士山における感染対策</li> <li>・<b>県立文化施設のキャッシュレス化</b></li> <li>・「新しい富士登山のあり方」策定</li> </ul>
4	<b>緊急事態宣言③(4都府県)【～5/11】</b>	
5	<b>緊急事態宣言③の延長【～5/31】</b> (6道県追加) <b>緊急事態宣言③の再延長【～6/20】</b>	

## ○ 文化振興における課題の整理

第4期計画期間中に変化した文化を取り巻く状況と、第4期計画に基づき文化振興を推進してきた本県の状況、県内自治体や文化施設などの関係機関や有識者等へのヒアリング結果等を踏まえ、第5期計画策定にあたって現時点で認識している課題を整理します。

- ・静岡県は多彩な文化資源を持ち、文化プログラムなどを通じた他分野との連携や、地域色ある文化財の連携促進など活用を進めてきているが、さらに、魅力ある文化資源を内外にアピールし、活用をさらに進めていく必要がある。
- ・SPACやプロオーケストラ、文化施設などによって子どもたちが文化に触れる機会を拡充してきたが、少子化が進む中で、引き続き拡充に努めるとともに、教育機関との連携などを通じて、次代の文化の担い手や支えていく人材を育成していく必要がある。
- ・文化プログラムやふじのくに芸術祭、障害者芸術祭の開催など、県民の文化活動機会を提供してきたが、障害者の社会参加の促進や、高齢者の生きがい創出、外国人との交流や相互理解など、文化芸術が持つ力をあらゆる県民が享受し、創造できるよう、活動機会の拡充に努める必要がある。
- ・静岡県文化財団と、財団内に新たに設置したアーツカウンシルしずおか、SPACなど、県内の文化の核となる団体を中心に、県内の文化を担う実施主体間のネットワーク構築や、文化振興推進のあり方を見直していく必要がある。
- ・コロナ禍による対応を教訓として、今後、様々な社会的危機や災害などにも対応でき、永続的に運営できる持続可能な仕組みづくりが必要である。

### 3 県として推進すべき施策の方向性

第5期計画においては、第4期計画期間中の、文化振興の環境や仕組みづくりの成果をベースとして、社会情勢の変化や法改正の動向などに敏感に対応しつつ、さらなる本県文化レベルの向上を図っていく必要があります。そこで、県が推進すべき施策の方向性として、次の5項目の重点施策を設定します。

(1) 第4期計画期間では、本県の持つ多彩な文化資源をベースとして、文化プログラムをはじめ、SPACの躍進、富士山静岡交響楽団の誕生など、新しい文化振興のコアとなる動きがありました。

こうした静岡県が持つ多彩な文化資源を効果的に活用し、地域の文化力を高めるため、その中核となる文化資源のブランド化を図り、国内外に積極的に発信していくことにより、**多くの人から注目される静岡ブランドを創造します。**

(2) 第4期計画期間では、文化プログラムを中心に、県内各地域で文化活動が広まり、住民にとって文化が身近なものになり、文化芸術活動への関心が高まってきました。

これを踏まえ、高齢者、若者、障害者、外国人など県内に住むあらゆる人々が文化を鑑賞・体験・創造する機会を創出、拡充していきます。

(3) 第4期計画期間では、県内で文化活動が広まることで、多くのアーティストが活躍する場も増え、また、少子化が進む中で子どもたちへの文化のアウトリーチの動きも進みました。

そこで、**将来を担う子どもや若者に対し、体験を通して文化を身近に感じることができる機会をさらに拡充します。**

また、教育行政と文化行政の連携を強め、文化への理解を深める取組を推進することにより、**子どもたちの文化への志向と感性を養います。**

(4) 第4期計画期間では、文化プログラムを継承してアーツカウンシルしずおかが設立され、「演劇の都」構想や文化財保存活用大綱などの文化活動をつなぐ仕組みづくりが進みました。

今後はこうした仕組みを活かして、専門性と広域性を高めていくために、県、市町、県文化財団や文化協会、県内公立文化施設等文化振興の実施主体の役割を活性化し、それぞれの**実施主体間の情報共有やネットワークを再構築し、文化振興のプラットフォームを確立します。**

(5) 第4期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は、文化の持続について大きな危機をもたらしました。  
次々に変化する時代や、感染症や災害、人口減少など、想定しうる様々な課題に対応できる文化振興の仕組みを備えて、持続可能な文化芸術活動を実現していきます。

## 第3章 | 文化振興の基本目標

### 1 第5期計画の基本目標

生活の中に多彩な文化があふれ、誰もが表現者になる“しずおか”の風土づくり  
～若者が感性豊かに育ち、皆が文化に親しむ心の健康長寿日本一を目指して～

### 2 基本目標の考え方

#### ●「生活の中に多彩な文化があふれ」とは

第4期期間には、本県の文化振興にとって多くの新たな動きが生じました。SPACは世界で評価され、ふじのくに芸術祭や文化財団の事業も活性化し、文化財の活用も進んでいます。また、こうした文化資源を子どもたちが体験する事業も定着してきました。こうした文化芸術を楽しむ仕組みが確立する一方で、文化プログラムは各地域に文化活動の息吹を与え、地域の人々が自ら活動の担い手となることで、かつて生活に深く根ざしていた「文化」が身近なものになる動きも見えてきました。

昔の日本家屋では、床の間に掛け軸を掛け、季節の植物を飾っていたように、ごく自然に文化を楽しんでいました。また、昔から続く地域のお祭りも、人々が集まって打ち合わせる、衣装を作るなどを地域での日常生活の一環として行っていました。生活習慣や環境は時を追って変化し続けますが、現代においても、県民それぞれが日常生活で行う工夫や改善、室内外の美化、料理をすることや植物を育てることのような生活の中の日常的な行為の一つ一つもまた、文化であると言えます。

第5期は、文化芸術を鑑賞し、楽しむことのできる環境づくりをさらに進めるとともに、身近に存在する文化を見つめ直し、それらも大切にしてもらい、生活の中に文化があふれる豊かな暮らしを目標として「生活の中に多彩な文化があふれ」としました。

#### ●「誰もが表現者」とは

第4期計画では、「多様な文化を享受する機会を保障」し「創造活動を実現するための環境を整備」することをそれぞれ「県が推進すべき政策」としたように、文化を創造・創作する「つくる」側と、文化を享受する「みる」側とに2分化していました。しかし、文化プログラムによる住民を巻き込んだ活動やインターネット環境の発展によるWeb上での表現活動が進み、特定の「つくる」人とそれを「みる」人

がいる分化の構図から、今では誰もが広く参画することができる、つまり文化に関わる住民全てが表現者となり得る時代となりました。

基本目標として掲げる「誰もが表現者」の意味としては、表現の形は十人十色であり、例えば地域で行われる芸術祭におけるボランティア活動を通じて、地域の文化資源に気づき、保存活動や美化活動に参加することも立派な表現活動といえます。

文化プログラムでは、「コーディネーター」が住民とアーティストの間に入ることによって、これまで文化に対して受け身、傍観者又は、全く意識を払わなかった人が、文化に主体的に関わるきっかけが生まれてきました。第5期計画期間では、これを継承したアーツカウンシルしずおかの支援活動によりこの動きが加速することが期待されます。さらに、県・市町などの文化振興事業などを通じて、県民誰もが文化を特別なものではなく身近なものと感じ、ひとりひとりが「表現者」として主体的に文化に関わる様を目標として、「誰もが表現者」という言葉に表しました。

### ●「風土づくり」とは

第4期は、多くの文化の仕組みや環境づくりを目標としていたことに対比し、第5期では、その仕組み等をさらに拡充、定着させて、住民誰もが当たり前文化を楽しむことを認識している状態としての「風土」まで進化させる「風土づくり」を目標とします。

### ●「若者が感性豊かに育ち、皆が文化に親しむ心の健康長寿日本一」とは

本県では、子どもたちが早い時期から文化芸術に触れる機会を設け、子どもたちに対する文化教育事業に重点的に取り組んでいます。若者が感性豊かに育ち、そこから次代の社会や文化を担う人財が輩出され、アーツカウンシルしずおかの活動などを通じて、全ての子どもたちが文化に親しみ、楽しむことができるよう努めています。

本県は、豊かな自然や温暖な気候、豊富な農林水産物等に恵まれ、厚生労働省が3年ごとに算出している健康寿命（継続的な医療や介護が必要ない状態）の直近の平均値が全国2位となるなど、全国屈指の健康長寿県となっています。

今後は、これに加えて、子どもから中高年、さらには高齢者まで、年齢を重ねても、また、障害のあるなしに関わらず、全ての県民が生活の中の多彩な文化や活発な地域コミュニティの中で、皆が文化に親しめ末永く心豊かに活動できる状態を「心の健康長寿」と表し、日本一の心の健康長寿社会の実現を目指します。

### 3 静岡県の目指す姿

#### 静岡県文化振興基本条例

##### 静岡県の豊かで多様な文化資源の活用・発展

(多様な文化活動とその担い手、名所・旧跡、歴史的建造物、民話や伝説、田遊びなどの伝統芸能、自然景観や動植物、食・特産品、文学作品等のゆかりの地など)

個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現

文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現

#### 第4期計画の基本目標

##### 感性豊かな地域社会の形成〈ふじのくに芸術回廊の実現〉

～文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う環境や仕組みを整えます～

##### 《第4期計画期間の成果》

- ・県内各地における文化活動の活発化
- ・Webの活用等、文化芸術活動の多様化

- ・文化活動をつなぐ仕組みづくりの進展
- ・子どもたちが文化に触れる機会の拡充

#### 4年後（令和7年）に目指す姿

文化活動団体が、まちづくり、観光、教育などの他分野に影響を及ぼすことで地域が活性化し、関係人口が増えている状態

様々な手段により、普段の生活の中に文化芸術が溶け込み、全ての県民の身近に文化芸術が存在している状態

将来を担う若者が感性豊かに育ち、文化活動の担い手や支える人が増えている状態

#### ＜第5期計画の基本目標＞

生活の中に多彩な文化があふれ、誰もが表現者になる“しずおか”の風土づくり  
～若者が感性豊かに育ち、皆が文化に親しむ心の健康長寿日本一を目指して～

## 第4章 施策展開（概要）

基本目標の達成に向けて、今期計画（4年間）では、5つの「重点施策」を設定し、これに基づく各事業を実施していきます。

### 重点施策1 世界で輝く静岡ブランドの創造

<b>【施策目標】</b> 本県ならではの文化資源を、国内外から認められる静岡ブランドとして創造・発信し、文化の魅力による世界の目的地となることを目指す。	<b>【施策内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・世界遺産の文化的価値の発信</li><li>・「演劇の都」づくりの推進</li><li>・文化財の確実な保存と活用</li><li>・音楽分野の普及拡大</li><li>・静岡国際オペラコンクールの開催</li><li>・文化を通じた国内外との交流拡大</li><li>・食文化の推進</li><li>・景観の保全と創造</li><li>・アーツカウンシルしずおかによる地域資源を活用したプログラムへの支援</li><li>・県内各地域の文化資源の発掘・発信</li></ul>
<b>【評価指標例】</b> 「SPACの公演等鑑賞者数」	

### 重点施策2 多様な担い手による創造的な活動の促進

<b>【施策目標】</b> アーツカウンシルによる支援プログラムや、ふじのくに芸術祭等の開催を通じて、あらゆる県民の文化活動がより創造的なものとなるよう支援する。	<b>【施策内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・県民主体の創造的活動を促進するアートプロジェクトへの支援</li><li>・ふじのくに芸術祭等の開催</li><li>・障害者の文化芸術活動を通じた社会参加の促進</li><li>・文化施設等における体験機会の提供</li><li>・顕彰や情報発信を通じた創造活動の支援</li></ul>
<b>【評価指標例】</b> 「ふじのくに芸術祭の参加応募人数」	

### 重点施策3 文化活動の支援と人材育成

<b>【施策目標】</b> 文化の地産地消を意識して、次代の本県の文化を担う人材育成に取り組むとともに、文化芸術を用いて若者たちの豊かな心づくりを行う。	<b>【施策内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ふじのくに子ども芸術大学</li><li>・子どもが文化と出会う機会創出事業</li><li>・各文化施設における子どもたちの文化芸術鑑賞推進事業</li><li>・SPACを活用した演劇人材の養成</li><li>・学校教育における文化芸術の理解促進</li><li>・「技芸を磨く実学」の奨励</li><li>・小中学校における鑑賞教育の充実</li><li>・アートマネジメント分野の教育研究の推進</li><li>・アーツカウンシルによる人材育成の場の提供</li></ul>
<b>【評価指標例】</b> 「子ども向け文化教育事業参加者数」	

### 重点施策4 文化振興のプラットフォームの再構築

<b>【施策目標】</b> 文化芸術の関係機関の役割の明確化、ネットワーク形成を通じて、県内の文化振興の一層の推進を図る。	<b>【施策内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・県文化財団の体制強化</li><li>・アーツカウンシルしずおかによる政策提言、ネットワークづくり</li><li>・県文化施設における鑑賞・体験機会の提供</li><li>・文化関係者間の情報共有、ネットワーク強化</li></ul>
<b>【評価指標例】</b> 「アーツカウンシルしずおかが助言・相談した団体・個人の数」	

### 重点施策5 持続可能な文化活動の推進

<b>【施策目標】</b> コロナ禍において文化芸術が果たした役割や、鑑賞・活動方法の多様化、文化施設のあり方の変化を踏まえ、あらゆる事態が起きても持続可能な文化活動の実現を目指す。	<b>【施策内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・アーツカウンシルしずおかにおける文化芸術を活用した地域・社会課題対応に向けた取組</li><li>・文化を生かした観光地域づくり</li><li>・持続可能な文化施設の運営</li><li>・文化活動のための資金調達制度の利用</li><li>・アートマネジメント分野の教育研究の推進（再掲）</li></ul>
<b>【評価指標例】</b> 「県立文化施設ホームページへのアクセス件数」	

## 世界で輝く静岡ブランドの創造

本県ならではの文化資源を、国内外から認められる静岡ブランドとして創造・発信し、文化の魅力による世界の目的地となることを目指します。

### ■ 現状と課題

- ・本県は、自然、歴史、食、文化財など、多種多様な文化資源を有しており、その中には「富士山」「SPAC」といった既に世界的に注目されている文化資源があります。一方で、良さが内外に知られていない、文化資源同士の連携をさらに進める必要があるなど、文化資源が持つポテンシャルをさらに生かす余地が残されています。

### ◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・地域固有の文化を尊重しつつ、それぞれの文化資源が有機的につながり、本県の各地域の文化資源の魅力が最大限発揮される文化ゾーンを形成します。
- ・アフターコロナ時代、ポストコロナ時代においては、本県の文化が、国内外から多くの人々が静岡を目指し訪れるキーとなるべく、その価値を広く発信していきます。

### ★ 評価指標

評価指標	SPAC公演等鑑賞者数		
現状値	(参考)(R1) 43,251人	目標値	(毎年度) 45,000人
指標の考え方	世界的知名度を広げるSPACは、演劇の都を構成する象徴であるとともに、本県の文化を国内外へ発信する役割を担っていることから、その公演等の鑑賞者数を評価指標とします。		

### ● 県の具体的取組

#### 〔世界遺産の文化的価値の発信〕

- ・「富士山世界遺産センター」を拠点とした富士山の適切な保存管理等に関する総合的な施策の推進
- ・県世界遺産「富士山」及び韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の普遍的価値の後世への継承

#### 〔「演劇の都」づくりの推進〕

- ・SPACの海外公演やふじのくに野外芸術フェスタ等による、本県の「演劇の都」

としての文化的魅力の国内外への発信

- ・ SPACの認知度の一層の向上に向けて、ホームページやSNS等デジタルを活用した効果的な情報発信
- ・ SPACを中心に県内の演劇団体が集い、情報交換できるネットワークの構築

#### 〔文化財の確実な保存と活用〕

- ・ 文化財の総合的把握、指定文化財の計画的修理・整備の実施、文化財の指定・登録等の推進
- ・ 文化財を支える多様な人材育成の実施、埋蔵文化財センターを拠点とした文化財の調査・研究機能の強化
- ・ 地域に点在する文化財群を一体的にアピールするなど、文化財の効果的な活用
- ・ 地域に根ざした文化財の保存・活用に向けた、「静岡県文化財保存活用サポートセンター」が中心となつての県内市町への支援、文化財の保存・修理事業を実施する市町や文化財所有者に対する助成の実施
- ・ 文化財の災害対策や防犯対応、災害発生時の情報収集や文化財レスキューの実施体制の確立

#### 〔音楽文化の普及拡大〕

- ・ 富士山静岡交響楽団の日本オーケストラ連盟の正会員化に向けた支援
- ・ 音楽文化の裾野を広げ、本県全域を音楽の都としての魅力を高める施策の推進

#### 〔静岡国際オペラコンクールの開催〕

- ・ 「静岡国際オペラコンクール」の3年ごとの実施と国内外に向けた情報発信
- ・ 県民等がオペラを身近に感じることができる機会（オペラ県民講座）の提供

#### 〔文化を通じた国内外との交流拡大〕

- ・ SPACによる「ふじのくにせせかい演劇祭」の開催を通じて、世界的な舞台芸術作品の鑑賞機会の提供、国際交流の推進
- ・ 友好協定を締結している中国（浙江省）、韓国（忠清南道）をはじめ、世界各地との文化を通じた民間交流の促進

- ・地域で滞在制作を行う国内外のアーティストや運営ボランティアや鑑賞者等と地元住民との積極的な交流を通じた、地域の魅力発信や地元の魅力の再認識

#### 〔食文化の推進〕

- ・静岡らしい食文化の推進に向けた人材育成や国内外への情報発信
- ・お茶に関する産業・文化・学術の各分野の情報集積・発信機能を持った「ふじのくに茶の都ミュージアム」の運営

#### 〔景観の保全と創造〕

- ・富士山、伊豆半島、駿河湾、浜名湖などの自然環境や歴史的な古い街並みといった本県を印象付ける広域景観の保全、創造
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける多様な地形や自然環境の調査研究、館内展示や出前教室、講演会などを通じた、景観保全の理解促進

#### 〔アーツカウンシルによる地域資源を活用したプログラムへの支援〕

- ・アーツカウンシルによる、隠れた地域資源を活用した地域活性化や社会課題への対応を目指す創造的なプログラムの募集、支援

#### 〔県内各地域の文化資源の発掘・発信〕

- ・文学や歴史、ものづくりなど地域ごとに特性を持つ文化資源を活かした文化ゾーンの形成と、国内外に向けた情報発信